

寒川町議会傍聴規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(傍聴席に入ることができない者)	(傍聴席に入ることができない者)
第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。	第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
(1) 銃器 <u>その他危険なもの</u> _____を携帯して いる者	(1) 銃器、刃物、棒 <u>その他他人に危害を加えるおそれのある物</u> を携帯して いる者
(2) (略)	(2) (略)
(3) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者</u> _____	(3) <u>ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u> (削る)
(4) <u>ラジオ、拡声器、無線機、録音機、撮影機の類を携帯している者。ただし、第8条の規定により撮影し、又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。</u>	(削る)
(5) <u>笛、ラツパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者</u>	(削る)
(6) <u>その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者</u> (傍聴人の守るべき事項)	(4) <u>その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者</u> (傍聴人の守るべき事項)
第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次のことを守らなければならない。	第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次のことを守らなければならない。
(1) 議場における言論に対して <u>可否を表明し、又は拍手をしないこと</u> _____。	(1) 議場における言論に対して <u>拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u>
(2) <u>談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</u> _____	(2) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u> (削る)
(3) <u>帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u>	(削る)
(4) (略) (加える)	(3) (略)
	(4) <u>写真の撮影、録音、録画等(特に議長の許可を得たものを除く。)</u> を

<u>(5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。</u> <u>(6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害</u> <u>となるような行為をしないこと。</u> <u>(写真、映画等の撮影、録音等の許可)</u> <u>第8条 傍聴人が傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとする場合は、議長の許可を受けなければならない。</u> (違反に対する措置) <u>第9条 (略)</u>	<u>しないこと。</u> (削る) <u>(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑</u> <u>となるような行為をしないこと。</u> (削る) (削る) (違反に対する措置) <u>第8条 (略)</u>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。